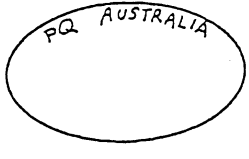


(別紙)

「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成6年10月25日 6農蚕第6660号
農蚕園芸局長通知) 新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>1・2 (略)</p> <p>3 保管場所及び保管期間</p> <p>(1) 告示7の保管場所は、ケアンズ国際空港、ブリスベン国際空港、タウンズビル国際空港、パース国際空港及びシドニー国際空港内の施設であって、オーストラリア植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウの専用保管施設</p> <p>イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店</p> <p>(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から14日以内とするものとする。</p> <p>(3) 保管場所における生果実は、次の場合、オーストラリア植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消されるものとする。</p> <p>ア (2)の保管期間を超えた場合</p> <p>イ 告示6の(3)の封印がない場合</p> <p>ウ 告示9の表示がなされていない場合</p> <p>エ こん包が破損又は開ひされている場合</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 保管場所及び保管期間</p> <p>(1) 告示7の保管場所は、ケアンズ国際空港、ブリスベン国際空港、タウンズビル国際空港、パース国際空港及びシドニー国際空港内の施設であって、オーストラリア植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウの専用保管施設</p> <p>イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店</p> <p>(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。</p> <p>(3) 保管場所における生果実は、次の場合、オーストラリア植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消されるものとする。</p> <p>ア (2)の保管期間を超えた場合</p> <p>イ 告示6の(3)の封印がない場合</p> <p>ウ 告示9の表示がなされていない場合</p> <p>エ こん包が破損又は開ひされている場合</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、それぞれの様式によるものとし、<u>輸出植物検疫終了の表示は生果実表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u></p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>ア 輸出植物検疫終了の表示</u> <u>(ア) PLANT QUARANTINE AUSTRALIA</u></p> <p><u>(イ) PLANT QUARANTINE AUSTRALIA</u></p> <p><u>ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。</u></p> <p><u>DAFF AUSTRALIA</u></p> <p><u>イ 仕向地の表示</u> <u>(ア) FOR JAPAN</u></p> <p><u>(イ) for JAPAN</u></p> <p><u>(ウ) FOR JAPAN</u></p> <p><u>(エ) 日本向</u></p> <p>(2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語及び英語の注意書きを表示させるものとする。 ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場の到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。 イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。</p> <p>8 (略)</p> | <p><u>輸出植物検疫終了の表示</u></p>  <p><u>仕向地の表示</u></p> <p><u>f o r J A P A N</u></p> <p>(2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語及び英語の注意書きを表示させるものとする。 ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場の到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。 イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。</p> <p>8 (略)</p> |

